

別表（はたけまるごと活用産地計画の認定等に関する取扱要領関係）

産地計画の内容	計画策定主体	認定要件	強化計画の重要な変更
<p>競争力の高い露地園芸の産地を形成するために、生産者、流通業者、実需者、関係機関等で構成されるグループが取り組む生産、販売、施設及び機械等の整備計画について、最長2年分を記載したもの。</p>	<p>産地計画を策定するグループは、以下①～③に該当する者を全て含むこと。</p> <p>①生産組織 農業法人又は3戸以上の農家が組織する生産部会等の団体で、代表者の定めがあり、かつ組織及び運営について規約の定めがあるもの</p> <p>②実需者（小売、食品製造業者等）又は市場、卸売業者等の花き・青果流通に関わる事業者</p> <p>③関係機関（県、農業協同組合、市町村等）</p> <p>なお、産地計画の作成、事業の進捗管理、産地計画の申請及び遂行状況報告等の事務手続きを円滑に進めるため、グループの構成員からこれらを一元的に管理する申請代表者を選定すること。</p>	<p>産地計画が下記の要件を全て満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収穫した生産物を最大限に活用して収益力に優れたサプライチェーンを構築するために、グループの構成員が一体となって行う新たな取組内容であること。 ・対象品目が露地園芸品目であり、かつ、計画作成時点で「みやぎ園芸特産振興戦略プラン」に掲げる重点品目であるか、重点品目に指定される見込みがある有望品目であること。 ・目標年度（事業実施初年度から最長3年後までの範囲で、申請者が設定すること※）の生産量及び販売金額（加工品を含まない）が、基準年度（事業実施初年度の前年度）と比較して110%以上であり、かつ、1,000万円以上増加する計画であること。 ・目標達成のための実施体制と取組計画が適切なものであり、事業実施期間内（最長2年）における補助対象事業費の合計金額が概ね1,000万円以上であること。 ・目標年度における農業生産の収益（販売金額から人件費や機械代を含む経費を差し引いたもの。但し、交付金等、販売以外で得られる収入は含まない）が、①基準年度と比較して110%以上であり、かつ、②10aあたり概ね30,000円を超える計画であること。ただし、基準年度において、既に上記②を達成している場合は、①を達成する計画であること。 <p>※果樹等、生育に時間を要する品目の場合は、グループで独自に目標年度を定めることが出来るが、その設定根拠を明確にすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・目標年度、成果目標の変更 ・事業実施年度の変更 ・各年度における補助対象経費の30%を超える増減 ・グループの構成員の変更 ・その他、重要な変更と認められるもの（申請代表者の変更、取組内容の大幅な変更、事業実施主体の変更等）